

同一労働同一賃金（パートタイム・有期雇用労働法）への対応

働き方改革のメニューの一つである「同一労働同一賃金」への対応については、会員企業の皆様におかれましても法令遵守の分野において気掛かりなものの一つなのではないでしょうか。

一般的に「同一労働同一賃金」と言われているものは、昨年（2020年）4月1日に施行（中小企業へは今年4月1日から適用されています）された「パートタイム・有期雇用労働法」（以下、法令と言います）への対応のことです。

「同一労働同一賃金」について考えるにあたり、まずは法令の対象となる労働者と、誰と誰を比較するのかが確認しておきましょう。法令の対象となる労働者は短時間労働者、有期雇用労働者などの非正規雇用労働者（以下、「非正規雇用労働者」と言います）です。また、比較するのは同じ企業内の正社員と非正規雇用労働者です。

次に、法対応にあたって、ポイントとなる点をみていきます。1つめのポイントは、不合理な待遇差の禁止についてです。今回の改正で、非正規雇用労働者の待遇について、就業の実態に応じて正社員との間で均等・均衡待遇の確保を図るための措置を講ずるよう義務付けられました。

この均等・均衡待遇については後で触れます。

2つめのポイントは、非正規雇用労働者から求めがあった場合には、事業主は、正社員との待遇の違いやその理由について説明をしなければならない（説明義務）ということです。

3つめのポイントは、正社員と非正規雇用労働者との間で不合理な待遇差により労使間に紛争が発生した際の、労働局による裁判外紛争解決手続（行政ADR）が整備されたということです。

ところで、「同一労働同一賃金」と言っても、法令は、同じ仕事をしている非正規雇用労働者と正社員の給料を同じ金額にすることを求めているわけではありません。そうした意味では「同一労働同一賃金」という言葉だけでは、この法令の意味するところを全て表しているとは言えません。キーワードとなるのは「不合理な待遇差の禁止」（均衡待遇）と「差別的取扱いの禁止」（均等待遇）という2つのキーワードです。

「均衡待遇」というのは、正社員と非正規雇用労働者の「職務の内容」、「職務の内容、配置の変更の範囲」、「その他の事情」を考慮して比較した結果、不合理な待遇差がないこと、言い換えると、待遇の違いについて「合理的な理由が説明できる」ことを言います。イメージとしては、体重（「職務内容」、「職務内容、配置の変更の範囲」、「その他の事情」）に違いがある人（正社員と非正規雇用労働者）がシーソーに乗って、シーソーが揺れ動いていても、「合理的な理由」という「おもり」や「浮力」により、シーソー（待遇）が一定の範囲で釣り合っているというような状態です。（図1）

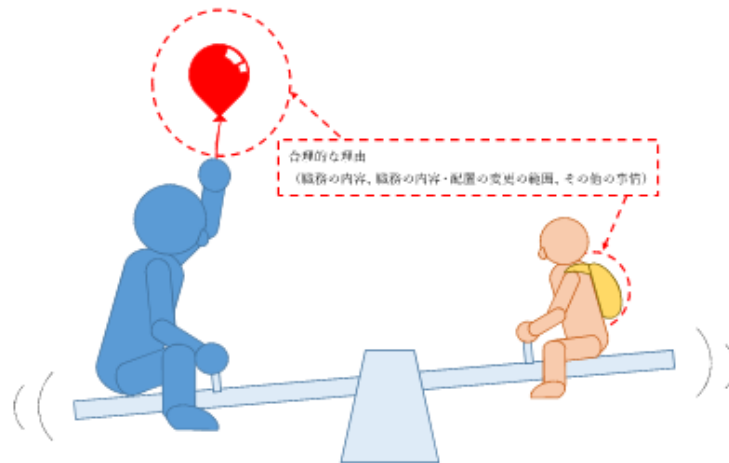


図1 正社員と非正規雇用労働者 (均衡待遇)

次に「均等待遇」というのは、正社員と非正規雇用労働者の「職務の内容」、「職務内容・配置の変更の範囲」が同じである場合、待遇についても同じ取扱いにする必要があるということを言います。同じ体重（「職務の内容」、「職務の内容・配置の変更の範囲」）の人（正社員と非正規雇用労働者）がシーソーに乗った場合、台の上でシーソー（待遇）がぴったり釣り合わないといけないというイメージです。この場合、シーソーの台の位置をずらしたり、どちらかのシーソーの端を重くしたりしてバランスを崩すようなことをしてはいけないということです。（図2）

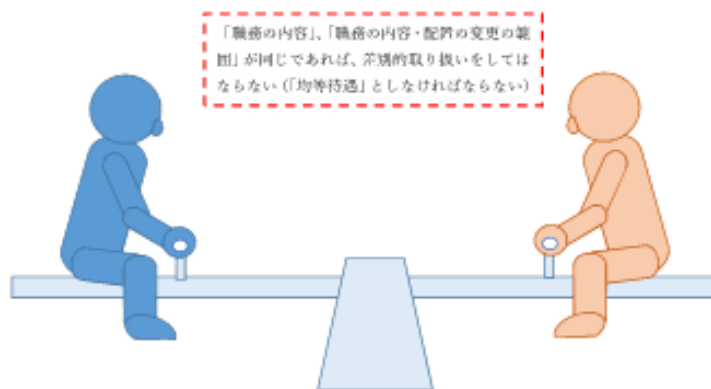


図2 正社員と非正規雇用労働者 (均等待遇)

「均衡待遇」「均等待遇」を考えるにあたって参考となるものとしては、厚労省が作成した「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」）があります。このガイドラインには、正社員と非正規雇用労働者との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものではないのか、原則となる考え方及び具体例が示されています。また、ガイドラインには、基本給、昇給、賞与、各種手当といった賃金にとどまらず、教育訓練や福利厚生等についても記載されています。なお、このガイドラインに原

則が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

皆様の企業では、様々な雇用形態を設けられていると思います。同一企業内の正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても納得できる待遇で働き続けられることは、労働者にとってはもちろん、企業の皆様にとっても労使間の信頼関係を強化するとともに、人材を確保する上でも重要なことです。

ご不明な点については、愛知労働局雇用環境・均等部指導課（052-857-0312）にお尋ねください。